

議案第77号

はかた伝統工芸館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市博物館の改修工事に伴い、はかた伝統工芸館を一時的に移転するため、その位置を改める等の必要があるによる。

はかた伝統工芸館条例の一部を改正する条例

はかた伝統工芸館条例（平成22年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「早良区百道浜三丁目」を「博多区博多駅前一丁目」に改める。

別表1 伝統産業の承継及び発展を図ることを目的とした利用の表及び2 1以外で市長が特に認める利用の表中「午前9時30分」を「午前10時」に、「午後零時30分」を「午後1時」に、「午後5時30分」を「午後6時」に改め、別表備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。